

平成 28 年 5 月

浄化槽管理者（設置者）各位

新潟県指定検査機関
一般財団法人新潟県環境分析センター

浄化槽法定検査手数料改定について（お知らせ）

浄化槽管理者の皆様には、日頃から浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当センターでは新潟県の指定検査機関として採水員（保守点検業者）とともに浄化槽法第 11 条検査（法定検査）を実施しております。本手数料は平成 18 年から据え置いてまいりましたが、消費税率の改定や、諸物価の上昇に伴い、経費の増加が避けられない状況です。

このため、新潟県では、検査手数料を改定し、平成 29 年 4 月 1 日から新たな手数料で検査を実施させていただくことになりました。【平成 28 年 3 月 22 日付け新潟県告示第 348 号】

手数料改定について、何卒、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

法定検査手数料（非課税）

法第 11 条検査（20 人槽以下） （平成 29 年 4 月 1 日から）	旧 3,700 円
	新 4,100 円

○検査機関お問い合わせ先

〒950-1144 新潟県新潟市江南区祖父興野 53 番地 1
一般財団法人新潟県環境分析センター
TEL 025-284-6502（浄化槽部門直通）
TEL 025-284-6500（代表）

○行政お問い合わせ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課
TEL 025-280-5160